

(趣旨)

**第1条** この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、訪問型・通所型サービス事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

**第2条** この補助金は、ボランティア団体などの地域住民を主体に構成された団体、特定非営利活動法人及び社会福祉法人（以下「ボランティア団体等」という。）が実施する那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業の実施に関する規則（平成29年那須塩原市規則第7号。以下「実施規則」という。）第3条第1号ウに規定する訪問型サービスBの事業（以下「訪問型サービスB」という。）、同条第1号オに規定する訪問型サービスDの事業（以下「訪問型サービスD」という。）及び同条第2号ウに規定する通所型サービスBの事業（以下「通所型サービスB」という。）に要する費用の一部を補助することにより、住民主体による介護予防及び日常生活支援のサービスが提供される地域づくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援することを目的とする。

(補助対象団体)

**第3条** 補助金の交付の対象とする団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすボランティア団体等とする。

- (1) 市内に活動の拠点を有し、かつ、市内において活動を行っていること。
- (2) 構成員が3人以上であること。
- (3) 訪問型サービスB、訪問型サービスD又は通所型サービスBとして他の公的制度による補助金、交付金等を受けていないこと。
- (4) 営利又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者がいないこと。

(補助対象事業)

**第4条** 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 訪問型サービスB 次に掲げる要件

ア 居宅要支援被保険者又は実施規則第8条第1項の事業対象者のうち、同規則第3条第4号に規定する第一号介護予防支援事業により、市長が事業を利用することが適当であると判断した者（以下「要支援者等」という。）に対し、その居宅において、身体介護を伴わない日常生活上の支援を提供するもの（要支援者等と併せて要支援者等以外の者が利用するものを含む。）であること。

イ 1回の所要時間がおおむね1時間以内であること。

ウ 1月に4回程度実施すること。

(2) 訪問型サービスD 次に掲げる要件

ア 通院、日用品等の買物等をする場合における送迎前後の付添い支援

イ 別団体が実施する通所型サービスB又は一般介護予防事業において市の登録を受けている住民主体の通いの場等への送迎

(3) 通所型サービスB 次に掲げる要件

ア 要支援者等に対し、介護予防に資する体操等を取り入れた通いの場の提供を行うもの（要支援者等と併せて要支援者等以外の者が利用するものを含む。）であること。

イ 1回の開催時間がおおむね2時間以上であること。

ウ 原則として1月に2回以上実施すること。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付の対象とする経費は、ボランティア団体等が補助対象事業を実施するために直接必要な経費とし、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

**第6条** 補助金の額は、第4条各号に規定するサービスの区分ごとに、年間18万円を上限とする。ただし、要支援者等が10名以上利用する場合は、同条各号に規定するサービス区分ごとに、年間30万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1会計年度において1補助対象団体につき1回を限度とする。

(交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとするボランティア団体等は、交付規則第4条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 事業収支予算（決算）書（様式第2号）

(3) 事業計画に関する見積書等

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

**第8条** 補助金の交付の決定を受けたボランティア団体等は、補助対象事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、交付規則第12条の補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 月別事業報告書(様式第3号)

(2) 事業収支予算(決算)書(様式第2号)

(3) 経費を支払ったことを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(書類の保管期間)

**第9条** 交付規則第20条第2項の規定により証拠書類を保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。